

男鹿駅周辺広場出店要項

男鹿駅周辺広場での出店に関し、次のとおり定める。

第1条（目的）

人々が集い、交流する場として広く市民に供するとともに、新規創業等を希望する者等（以下、「出店希望者」という。）に試験的な営業の場を提供することにより、市全体に新しい活力をもたらすことを目的に男鹿駅前周辺広場を設置、運営する。

第2条（施設）

前条の目的を達成するために、出店希望者の利用に供する施設は次のとおりとする。

- (1) チャレンジ広場
- (2) 多目的広場
- (3) この他、イベント開催時等において利用に供する施設

第3条（利用申請）

出店希望者は、指定管理者に対し、別紙「施設利用申請書（許可書）」により利用を申請するものとする。

第4条（利用許可）

前条の申請があった場合、指定管理者は、男鹿駅周辺広場条例（以下、「条例」という。）及び男鹿駅周辺広場施行規則（以下、「施行規則」という。）の定めるところにより利用を許可または不許可する。

第5条（利用料金）

- 1 前条において許可された出店希望者は、条例及び施行規則の定めるところにより、指定管理者に対し、利用料金を支払うものとする。
- 2 指定管理者は、条例及び施行規則の定めるところにより、利用料金を免除または減免することができる。

第6条（出店場所）

出店希望者は、指定管理者の指定する場所に出店する。

第7条（貸出備品）

- 1 指定管理者は、出店希望者が利用する1区画に対して1台の屋台を無償で貸し出すものとする。

2 屋台のほか、指定管理者が用意する備品の利用を希望する出店希望者は、指定管理者が別に定める備品利用料を指定管理者に支払うものとする。

3 第1項及び第2項において使用した備品を出店希望者の故意または過失により紛失または既存した場合、出店希望者は弁償の責を負う。

第8条（変更・取消）

1 利用希望者は、第3条の申請を変更または取り消す場合、指定管理者に対し、別紙「施設利用許可変更取消申請書」により変更または取り消しを申請するものとする。

2 前項の申請があった場合、指定管理者は、条例及び施行規則の定めるところにより、改めて利用を許可または不許可する。

第9条（実績報告）

利用希望者は、別紙「施設利用報告書」により実績を報告するものとする。

第10条（廃棄物処理）

出店希望者は、ごみ等廃棄物の処理を自己の責任と費用において行うものとする。

第11条（定めのない事項）

本要項に定めのない事項について、出店希望者は、指定管理者の指示に従うものとする。